

全 建 労 発 第 1 7 号
平成 2 3 年 5 月 2 3 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

福島第一原子力発電所から 2 0 キロメートル圏内における作業に係る措置について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます

さて、福島第一原子力発電所から半径 2 0 k m 圏内に設定された警戒区域への一時立ち入りにつきまして、別添 1 のとおり「警戒区域への一時立入許可基準」が示されていますが、今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、標記について別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、福島第一原子力発電所から 2 0 キロメートル圏内における災害応急対策に従事する者の放射線による健康障害を防止するための措置について周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上